

# 住民監査請求の手引

## 葛飾区監査事務局

〒124 - 8555 葛飾区立石五丁目13番1号

電話 03(3695)1111 内線 2782

# 1 住民監査請求とは

住民監査請求は、葛飾区民の方が区長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

# 2 監査請求のできる場合

(1) 違法又は不当な

公金の支出

財産の取得、管理、処分

契約の締結、履行

債務その他の義務の負担

(2) 違法又は不当に

公金の賦課、徴収を怠る事実

財産の管理を怠る事実

(3) 上記(1)の行為が行われることが、相当の確実さで予測される場合

なお、(2)をのぞき、上記行為があった日又は終わった日から1年を経過した時には、特定の場合をのぞき、監査請求することはできません。

### 3 監査請求の方法

- (1) 監査請求のできる方は、葛飾区に住所を有する方です。
- (2) 監査請求をすることがらについては、別紙のような書面を作成して申し出ることになっています。
- (3) 申し出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。
- (4) 申し出は、直接(2部)持参するか又は郵送(2部)してください。

### 4 請求後の流れ

- (1) 請求の受付
  - (2) 請求の要件審査
- |  |
|--|
| ・当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、区に生じる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為の停止によりその他の公共の福祉を著しく阻害するおそれのない場合<br>(暫定的停止勧告制度) |
|--|
- 要件を備えている場合
- ア 受理
  - イ 請求人の陳述
  - ウ 関係書類等の調査
  - エ 事情聴取等
  - オ 監査結果の決定  
(受付から60日以内)
  - カ 請求人・区長等へ通知
  - キ 公表
  - ク 不服がある場合  
(住民訴訟)

- 要件を欠いている場合
- ア 監査を実施しない
  - イ 請求人へ通知
  - ウ 不服がある場合  
(住民訴訟)

- \* 要件審査は、監査請求の対象事項が区の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行います。
- \* 監査の結果などに不服がある場合には、住民訴訟を提起することができます。
- \* 詳しくは地方自治法第242条、同法施行令第172条、同法施行規則第13条参照